

### 第3節 市民税課

#### 〔総括概要〕

我が国の近況は、昨年3月に未曾有の災害である東日本大震災が発生し、それに伴う原子力発電所の事故、その後の電力不足、タイの洪水及び円高による影響等により、厳しい経済環境が続いている。

これらの要因による景気の低迷の中、震災復興需要や個人消費の回復が聞こえ始めてきたものの、景気回復への確かな兆しは見えず、また、震災復興の財源のための増税や社会保障制度改革のための増税の論議等が行われるなど、税務行政を取り巻く環境はますます厳しい状況にある。

このような状況の下、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。また、10月には西方町との合併が整い、税務担当組織も拡大したが、本庁及び総合支所が一体となり事務の調整・効率化を行い、協力して業務の執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人市民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また一層の税収確保に向けて、県税事務所と協働で、未申告法人の活動状況調査や申告指導及び市内事業者に対して普通徴収から特別徴収への切替え指導を実施した。

また、保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施し、軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

#### 税政担当

#### 1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度 ※	前年度 ※
市民税	8,224,010	7,969,365
軽自動車税	275,667	270,433
市たばこ税	968,112	809,587
鉱産税	3,187	3,280
入湯税	12,674	13,052
国民健康保険税	6,243,872	6,124,914
後期高齢者医療保険料	858,244	852,499
介護保険料	1,699,831	1,636,451

※ 合併のため本年度には旧西方町収入未済額を含み、前年度には旧西方町を含まない。

## 2 賦課状況

### (1) 軽自動車税（4月1日現在のため西方地域を除く）

区 分 車 種		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税 額 (千円)		
			非課税	減免				
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	6,973	57	8	6,908	6,908		
	51cc～90cc	529	6	0	523	628		
	91cc～125cc	379	7	0	372	595		
	ミニカー	129	0	0	129	322		
	小 計	8,010	70	8	7,932	8,453		
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	軽 自 動 車	二輪車	1,669	3	0	1,666	3,998	
		三輪車	1	0	0	1	3	
	四 輪 以 上	乗 用	自家用	23,898	40	210	23,648	170,266
			営業用	6	0	1	5	28
		貨 物	自家用	11,223	53	64	11,106	44,424
			営業用	208	0	0	208	624
	小 型 特 殊	農耕作業用	6,901	9	0	6,892	11,027	
		フォークリフト等	344	2	0	342	1,608	
	小 計		44,250	107	275	43,868	231,978	
	二輪の小型自動車		2,153	15	0	2,138	8,552	
合 計		54,413	192	283	53,938	248,983		

### (2) 市たばこ税

区 分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一級品	207,040,705	609,933	206,430,772	953,297,296
旧三級品	6,750,580	1,480	6,749,100	14,780,531
合 計	213,791,285	611,413	213,179,872	968,077,827

### (3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	79,532	23,859,600	-	-
ドロマイト	238,556	95,422,400		
石灰石 第2類	687,313	171,828,250		
珪 石	55,610	27,804,935		
合 計	1,061,011	318,915,185	318,900	3,187,400

### (4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	247,069	12,353,450
宿 泊	150	2,135	320,250
合 計	-	249,204	12,673,700

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	21,237	3,778	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円</li> <li>・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。</li> <li>・住宅用家屋証明 1件につき1,300円</li> </ul>
公簿閲覧	1,675	1,885	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産台帳の閲覧 1冊につき200円</li> <li>・公図等の写し 1枚につき200円</li> </ul>
計	22,912	5,663	

市民税担当

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在のため西方地域を除く）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡	
所得金額	166,908,831	141,017,858	6,569,696	993,025	16,121,110	2,207,142	
所 得 控 除 額	雑 損	343	—	55	—	288	—
	医 療 費	1,224,143	656,950	73,433	25,195	434,373	34,192
	社会保険料	26,220,665	22,841,637	909,108	191,761	2,042,494	235,665
	小規模企業共済等掛金	371,543	195,405	119,139	5,083	34,065	17,851
	生命保険料	1,756,023	1,486,391	72,755	11,892	171,519	13,466
	地震保険料	75,086	49,876	4,739	3,507	15,749	1,215
	障 害 者	552,860	336,140	26,960	8,400	172,180	9,180
	寡 婦	231,200	175,900	6,040	1,040	44,720	3,500
	寡 夫	40,820	34,580	4,160	260	1,820	—
	勤労学生	1,560	1,560	—	—	—	—
	配 偶 者	5,190,180	3,589,530	141,750	13,980	1,404,830	40,090
	配偶者特別	320,900	256,210	12,150	1,040	50,850	650
	扶 養	11,188,590	10,141,270	547,540	115,420	297,470	86,890
	同居特別障害者	126,270	93,380	7,820	2,300	20,240	2,530
基 礎	19,525,440	15,704,700	719,400	113,190	2,844,930	143,220	
計	66,825,623	55,563,529	2,645,049	493,068	7,535,528	588,449	

課税標準額	100,147,500	85,454,329	3,924,647	499,957	8,585,582	1,682,985	
税額	算出税額	6,056,403	5,125,408	235,391	29,984	514,791	150,829
	調整控除額	151,922	120,411	6,563	1,249	22,889	810
	配当控除額	2,869	1,626	45	1	1,039	158
	住宅借入金等特別税額控除	79,106	75,889	2,176	132	635	274
	寄附金税額控除	930	316	223	—	369	22
	外国税額控除	27	—	—	—	—	27
	税額調整額	190	40	24	—	126	—
	配当割額等控除額	2,840	545	50	—	738	1,507
	減免税額	—	—	—	—	—	—
	所得割額	5,818,519	4,926,581	226,310	28,602	488,995	148,031
	均等割額	198,504	155,310	8,571	1,443	33,180	—
	市民税額合計	6,017,023	5,081,891	234,881	30,045	522,175	148,031
市民税負担割合(%)	100	84.5	3.8	0.5	8.7	2.5	
納税義務者数(人)	66,168	51,770	2,857	481	10,626	434	
所得割人数(人)	59,168	47,590	2,180	343	8,621	434	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	2,898	2,044,033	854,252	29,438	25,880
10万円を超え100万円以下	22,649	32,688,836	12,933,093	765,212	689,390
100 # 200 #	17,709	44,570,590	25,591,364	1,528,117	1,431,646
200 # 300 #	7,931	30,723,572	19,426,618	1,163,862	1,121,272
300 # 400 #	4,135	21,146,279	14,315,913	856,477	846,626
400 # 550 #	2,305	14,730,057	10,588,617	633,807	629,818
550 # 700 #	619	5,009,320	3,852,332	229,457	228,061
700 # 1,000 #	422	4,276,393	3,453,087	206,852	205,788
1,000万円を超える金額	500	11,719,751	10,816,705	643,181	640,038
合計	59,168	166,908,831	101,831,981	6,056,403	5,818,519

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	37	9	60	2	17	41	18	—
1万円を超え2万円以下	29	7	45	1	11	33	7	1
2 # 3 #	32	8	61	3	14	44	5	1
3 # 4 #	38	7	58	0	24	34	18	1

4	5	38	7	76	0	18	58	9	1
5	6	42	5	72	0	21	51	43	16
6	7	34	9	71	0	15	56	38	13
7	8	49	15	79	5	22	52	29	12
8	9	43	7	99	2	20	77	113	32
9	10	43	8	75	3	22	50	94	22
10	15	244	54	400	12	97	291	110	14
15	20	260	66	419	11	81	327	114	25
20	25	334	79	468	12	83	373	116	40
25	30	309	87	413	12	89	312	118	20
30	40	660	163	914	32	163	719	162	33
40	60	1,343	279	1,908	69	326	1,513	89	17
60	80	1,287	276	1,957	48	306	1,603	84	21
80	120	2,385	401	3,829	83	516	3,230	30	6
120	160	1,798	180	3,501	54	453	2,994	42	4
160	200	1,362	71	2,995	70	398	2,527	35	1
200万円を超える金額		5,079	122	12,445	307	1,753	10,385	17	1
合 計		15,446	1,860	29,945	726	4,449	24,770	1,291	281

2 法人市民税賦課状況  
等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	2,827
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	27
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	493
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	51
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	99
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	22
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	150
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	8
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	25
合 計			3,702

3 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在のため西方地域を除く）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳（栃木地域分）

- ・賦課限度額 470,000円
- ・所得割 5.7/100

- ・資産割 29/100
- ・均等割 23,000円
- ・平等割 24,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	9,017	7,407	22,247	12,167
退職世帯	966	947	1,755	830
計	9,983	8,354	24,002	12,997

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (栃木地域分) (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,979	638	1,455	5,072	346
退職世帯	155	44	145	344	12
計	3,134	682	1,600	5,416	358

ウ 調定額 (上段：西方地域を除く栃木市全体/下段：栃木地域分)

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	20,878	38,848	2,618,794,477	125,433	67,411
	12,167	22,247	1,463,707,138	120,301	65,793
退職世帯	1,451	3,097	238,992,823	164,709	77,169
	830	1,755	129,436,062	155,947	73,752
医療分	22,329	41,945	2,857,787,300	127,985	68,132
合計	12,997	24,002	1,593,143,200	122,577	66,375

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳 (栃木地域分)

- ・賦課限度額 120,000円
- ・所得割 2.2/100
- ・資産割 10/100
- ・均等割 5,000円
- ・平等割 5,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	資産割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	9,017	7,407	22,247	12,167
退職世帯	966	947	1,755	830
計	9,983	8,354	24,002	12,997

イ 軽減世帯及び限度額世帯（栃木地域分）

（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,979	638	1,455	5,072	660
退職世帯	155	44	145	344	22
計	3,134	682	1,600	5,416	682

ウ 調定額（上段：西方地域を除く栃木市全体/下段：栃木地域分）

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	20,878	38,848	746,194,428	35,741	19,208
	12,167	22,247	431,841,787	35,493	19,411
退職世帯	1,457	3,095	70,668,472	48,503	22,833
	830	1,755	39,549,513	47,650	22,535
後期高齢者	22,335	41,943	816,862,900	36,573	19,475
支援金分合計	12,997	24,002	471,391,300	36,269	19,640

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳（栃木地域分）

- ・賦課限度額 90,000円
- ・所得割 2/100
- ・資産割 7.2/100
- ・均等割 8,500円
- ・平等割 6,500円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	3,675	2,950	7,750	6,071
退職世帯	685	702	1,291	887
計	4,360	3,652	9,041	6,958

イ 軽減世帯及び限度額世帯（栃木地域分）

（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	1,243	346	616	2,205	502
退職世帯	154	49	149	352	46
計	1,397	395	765	2,557	548

ウ 調定額（上段：西方地域を除く栃木市全体/下段：栃木地域分）

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	10,703	13,576	335,500,912	31,346	24,713
	6,071	7,750	198,328,611	32,668	25,579
退職世帯	1,582	2,341	61,036,388	38,582	26,073
	887	1,291	36,279,889	40,902	28,451
介護保険分	12,285	15,917	396,537,300	32,278	24,913
合計	6,958	9,041	234,608,500	33,718	25,949

(4) 国民健康保険税調定額（上段：西方地域を除く栃木市全体/下段：栃木地域分）

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	20,631	3,745,379,600
	11,961	2,103,818,000
特別徴収対象世帯	3,494	325,807,900
	2,159	195,325,000
合計	24,125	4,071,187,500
	14,120	2,299,143,000

4 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在のため西方地域を除く）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 500,000円
- ・所得割 7.18/100
- ・均等割 37,800円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
34,020	32,130	18,900	7,560

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 7.18% + 37,800円	1,270	5,913
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。(その他所得がない場合)均等割額が9割軽減。	327	2,919
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。均等割額が8.5割軽減。	166	2,070
5割軽減	世帯の合計所得が33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)} 以下。均等割額が5割軽減。	34	478
2割軽減	世帯の合計所得が33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下。均等割額が2割軽減。	103	1,083

被用者保険の 被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	200	3,083
計		2,100	15,546

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,100	232,030,700
特別徴収対象者	15,546	589,612,700
合計	17,646	821,643,400

5 介護保険料賦課状況（7月1日現在のため西方地域を除く）

(1) 介護保険料段階別保険料等（栃木地域分）

段 階	対 象 者	対 象 者 人 数 (人)		年 間 保 険 料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護の受給者	198	146	23,600
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の方	258	2,878	23,600
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	54	2,028	35,100
第4段階	軽減額 ・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	406	4,204	45,200
	基準額 ・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民 税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円をこえる方	43	2,623	50,200
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 以下の方	126	2,864	60,300
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円 をこえ200万円未満の方	98	2,208	65,300
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円 以上500万円未満の方	105	1,616	82,900
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円 以上の方	44	349	95,500
計		1,332	18,916	

(2) 介護保険料調定額（上段：西方地域を除く栃木市全体/下段：栃木地域分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,047	103,047,640
	1,332	69,181,400
特別徴収対象者	32,160	103,047,640
	18,916	69,181,400
合計	34,207	1,612,081,440
	20,248	1,007,552,700

